

特定非営利活動法人 スミス会議 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 スミス会議という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、滋賀県彦根市及びその周辺に存在する文化的価値の高い建築物及び構築物を保存・再築・維持するとともに、当該建築物等の周辺地域のまちづくりに関する事業を行い、もって滋賀県彦根市及びその周辺の地域性を活かした個性あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下単に「法」という。）第2条別表2号の「社会教育の推進を図る活動」、第3号の「まちづくりの推進を図る活動」、第4号の「観光の振興を図る活動」、第6号の「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、第11号の「国際協力の活動」、第13号の「子どもの健全育成を図る活動」、第14号の「情報化社会の発展を図る活動」及び第16号の「経済活動の活性化を図る活動」に該当する特定非営利活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 文化財的価値を有する建築物及び構築物の調査、保存、再築及び維持
- (2) 文化財的価値を有する建築物及び構築物に関する市民への啓発活動
- (3) 文化財的価値を有する建築物及び構築物を活用した施設の運営
- (4) 文化財的価値を有する建築物及び構築物に関する書籍の発行及びインターネットを利用した情報の発信
- (5) 文化財的価値を有する建築物及び構築物を基礎とした商品の開発及び販売
- (6) 青少年を含む市民への歴史・文化・経済・人物・特産物等に関するセミナー等の開催
- (7) 国際交流活動を積極的に推進するための支援事業
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する企業または団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会に入会申し込みを回付する。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入したことをもって、賛助会員として入会したものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

- 3 理事のうち、常務理事1人、専務理事1人を置くことができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事、専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときはあらかじめ理事会が定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 3 常務理事及び専務理事は、この法人の常務を執行することとし、副理事長に事故があるときまたは副理事長が欠けたときは、常務理事、専務理事の順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任の役員の任期の残任期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員がその職務を執行するために要した費用は、これをこの法人が弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回7月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号または第2号の規定による請求があったときは、その請求を受領した日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の日時、場所、会議の目的及び審議事項を記載した書面を会日の14日前までに各正会員に通知するとともに、第53条に定める方法に従い、公告するものとする。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第27条第2項、第29条第1項第2号、第48条、及び第50条の規定については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数

(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項の執行に関する事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算ならびにそれらの変更
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、予め理事会において定めた順序に従い、副理事長、常務理事または専務理事が議長となる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した事項は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事現在数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の結果の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる果実
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(借入金)

第43条 この法人が資金の借入をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(予備費)

第44条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (9) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において、正会員の総数の過半数の承認を得なければならない。

3 第1号第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産)

第50条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、この法人に類似すると認める公益法人または特定非営利活動法人の中から、総会に出席した正会員の過半数をもって決した法人に譲渡する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 部会組織

(部会)

第52条 この法人の運営のために、理事会において定める部会を置き、正会員をもって部員に充てる。

第9章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置き、職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表第1のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成16年5月31日決算に関する通常総会の終結の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年5月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費の額については、第8条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる額とする。

附 則 (平成16年8月21日決議)

1. この定款は滋賀県知事の認証を受けた日 (平成16年12月14日) からこれを施行する。

別表第1

理事長	筒井 正夫
副理事長	森 將豪
副理事長	小出 英樹
副理事長	木村 泰造
専務理事	辻 博史
理事	田中 由一
理事	片岡 哲司
理事	野路井 宏之
理事	宮川 弘
理事	大館 路子
理事	杉原 正樹
理事	田島 一成
理事	谷口 典隆
監事	北村 昌造
監事	大森 修太郎

別表第2

設立当初の入会金及び会費の額

① 正会員

個人 入会金 金10,000円。年会費 1口金6,000円で1口以上。

② 一般会員

個人 入会金 なし。年会費 1口金3,000円で1口以上。

団体 入会金 なし。年会費 1口金10,000円で1口以上。

③ 賛助会員

個人 寄附金 1口金1,000円で1口以上。

団体 寄附金 1口金10,000円で1口以上。